

研究資料 嘉納治五郎著「柔道雑記」について

講道館／講道館柔道資料館 学芸員 本橋端奈子

キーワード：嘉納治五郎、柔道雑記、翻刻

“Judo Zakki” written by Jigoro KANO

Hanako MOTOHASHI (Kodokan Judo Institute/Kodokan Judo Museum & Library)

Key Words : Jigoro KANO, Judo Zakki, transcription

Abstract

Judo Zakki is a collection of writings by Jigoro KANO, the founder of Judo. It is an organized compilation of key points from Kano's lectures and other observations on Judo dating to around 1888. The book belongs to the Kodokan collection. It was previously on display in the Kodokan Judo Museum but the contents, with some exceptions, had not been made public. Now *Judo Zakki* is being reprinted in its entirety and will be made available here.

The contents of *Judo Zakki* can be classified under three general categories: (1) Notes made for a lecture on “The Judo Concept” given at the Kodokan in August 1888. (2) Notes on the general principles of Kodokan and a summary of Judo made around July and August 1888 to send to Shinanojo Arichi, Commandant of the Imperial Japanese Naval Academy. (3) Instructions on “KATA of Type 1 Physical Education,” No. 7 to No. 10.

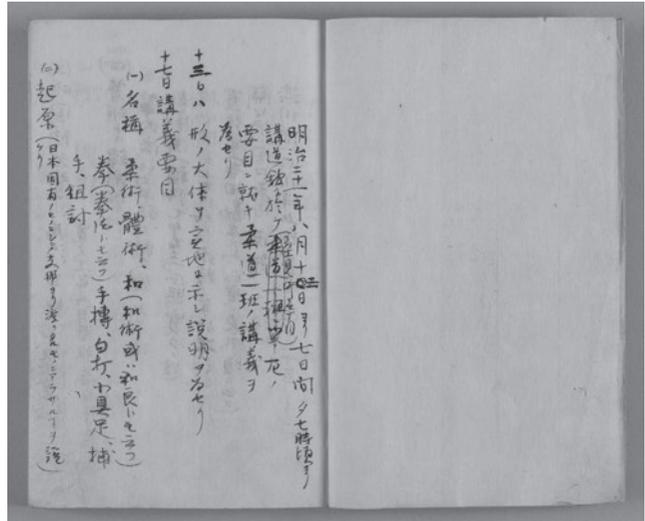
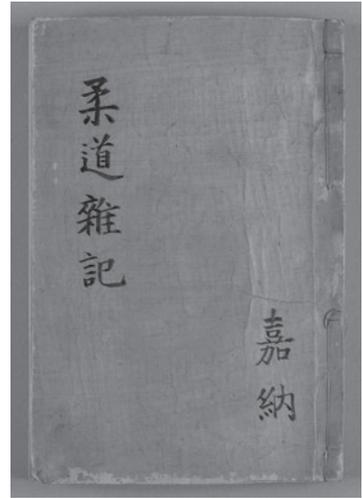
I. はじめに

「柔道雑記」は、柔道の創始者・嘉納治五郎（以下、嘉納と略す）が、明治21年頃に自身の柔道講義などの要点を纏めて記した書付で、講道館の所蔵である。これまで講道館柔道資料館の師範室に展示はされていたが、内容は一部を除き非公開となっていた。この度、その「柔道雑記」全文を翻刻し、ここに掲載する。

「柔道雑記」の体裁は、用紙を縦に二つ折りして袋とじにした縦帳で、糸でとじる線装となっている。法量は縦23cm、横15.5cm、高さ1.5cmで、表紙・内表紙の他に紙数は93枚、ページ数は186ページある。

この「柔道雑記」が纏められた明治21年、講道館の道場は、麴町区富士見町1丁目（現在の千代田区九段南2丁目）の品川弥二郎邸内にあった。講道館への入門者はいまだ1000名弱の時代である。この当時の嘉納がどう門人らに講義していたのか、即ち柔道をどう捉えていたのか、知るための好材料となると考える。また、現在の柔道技名称には無い技がある点、これまで二次資料でしか残っていなかった「講道館概則」が、嘉納の直筆で書かれている点も注目すべき所であろう。特に、現在までに公開されている嘉納の柔道に関する講義は、明治22年の「柔道一班并ニ其教育上ノ價值」が最も古い資料であったが、ここに、それより1年前の嘉納の講義手控えを公開することの意義は大きいと考える。

「柔道雑記」の内容は以下の3つに大きく分けられる。1. 明治21年8月に富士見町にあった講道館において柔道一班について講義を行った際の手控え 2. 明治21年7・8月頃、海軍兵学校校長 有地品之允に送った講道館概則と柔道の要旨の手控え 3. 「第一種体育之形」七番から十番の手順。1は、8月13日から19日まで1週間に亘って行われた講義の手控えである。修心法講義に2日間を割いており、嘉納が特に修心を重要視していた様子が見て取れよう。2は、明治21年9月、広島県江田島の海軍兵学校内に講道館第一分場が出来るに際して、海軍兵学校校長の有地品之允が問い合わせた質問に答える形で送った書状の内容を控えとしてのちに書写したものと思われる。3は、「第一種体育之形」7番から10番の手順を示した断片である。1番から6番は頁の欠落ではなく、元々書かれなかったようである。一旦、力の膠着する場面をつくりその後相手を制する動きで、のち「剛柔の形」とも呼ばれている形であると推測され



「柔道雑記」（講道館所蔵）

る。嘉納は「柔道一班并ニ其教育上ノ價值」の中でこの形註について「剛ヨリ柔ニ變ジテ勝チヲ制スル仕方」と説明している。

翻刻に際しては、嘉納の思考の跡をたどれるように訂正した個所（見せ消ちや末梢など）や追記した個所を、出来る限り記載した。この翻刻が、講道館初期の嘉納治五郎研究、また柔道の研究に資するところがあれば幸いである。

註）「柔道一班并ニ其教育上ノ價值」では、「講道館柔道體育法ノ形第一種」とある。

II. 凡例

1. 文章の区切りの箇所では1マス分空けた。
2. 筆者の注記は【 】で示した。
3. 表紙は〔表紙〕として、そのあとに内容を「 」で囲って示した。
4. ページ数はそれぞれ〔1ページ〕などと表した。
5. 傍書、追筆はそれぞれ〔傍書〕などとして、そのあとに内容を「 」で囲って示した。
6. 脱字は〔○脱カ〕と表した。
7. 見せ消ち（1度書いた文字を線などで消して、訂正前の内容が分かるようになっている箇所）は文字の上にとで示し、そのあとに訂正箇所を〔 〕で示した。
8. 末梢箇所は■とした。
9. 割書（1行の半分の大きさの文字で、2行に割って書くこと）は〈 〉で示した。またその中で2行に亘る場合は、／で改行を表した。
10. 合略仮名は表記の都合上、カタカナに改めた。
例) ㄱ…コト 片…トキ ㅍ…トモ など
11. 本文中で、番号等が付され箇条書きになっている項目は、同じ行に記載されていても読み易さを考えて行を改めた。
12. 本文中の（）、ルビは全て嘉納の手によるものである。

III. 本文

〔表紙〕「柔道雑記」〔表紙右下〕「嘉納」

〔内表紙〕

〔1ページ〕

明治二十一年八月十六〔三〕日ヨリ七日間七時頃ヨリ
講道館ニ於テ柔道一班ニツキ〔富士見町壺丁目〕左ノ
要目ニ就キ柔道一班ノ講義ヲ
為セリ

十三日【六を三と書き直してある】ハ 形ノ大体ヲ實地ニ示シ説明ヲ為セリ
十七日講義要目

- (一) 名稱 柔術、體術、和（和術或ハ和良トモ云フ）
拳（拳法トモ云フ）手搏、白打、小具足、捕

手、組討

(二) 起源 〈(日本固有ノモノニシテ支那ヨリ渡リタルモノニアラサルコトヲ説/ケリ)〉

[3 ページ]

(三) 明国陳元贊 萬治二年歸化 〈(先哲叢談/嬉遊笑覽等)〉

寛文十一年六月九日歿 (名古屋建中寺碑面)

(四) 著名ナル諸流派

竹中[内]流 (竹内中務大輔久盛、天文頃)

起倒流 (福野七郎右エ門正勝、寛文ノ頃)

扱心流 (犬上左近將監永勝、年代未[不]詳)

直信流 (寺田勘右エ門正重、寛永ノ頃ト云フ)

關口流 (關口柔心、南龍公ノ頃)

渋川流 (渋川伴五郎、柔心ノ後二三十年ナラン)

[4 ページ]

楊心流 (三浦楊心ト云ヒ秋山四郎兵衛トモ云フ、年代未[不]詳)

天神真楊流 (磯又右エ門、文久三年歿)

其他三浦流堤宝山流、制剛流、真神道流、柳生流、

良移心頭流、淺山一傳流、荒木流、氣楽流、無雙

流等數多アリ

五講道館柔道

十八[四]日 柔道乱捕修行ニ用キル緊要ナル名稱

一我^{ワレ}相手^{アイテ}

二掛^{カケ}作^{ツクリ}

三勝負ノ種類 { 投ナゲ
固カタメ
當アテ

四体^{タイ}ノ備^{ソナヘ}

[5 ページ]

四ノ続キ

自然体 { 自然本体
右自然体
左自然体
右横自然体
左横自然体
後自然体

自護体 { 自護本体
 右自護体
 左自護体
 右横自護体
 左横自護体
 後自護体

仰向

俯伏

右横

左横

五投勝負ノ作六種ノ方向

前

右前隅

左前隅

後

右後隅

左後隅

六^{カタ}肩

右肩

左肩

[6 ページ]

七^{ソデ}袖

右上袖

左上袖

左下袖

右下袖

八袖取り方

順^{ジュン}

逆^{ギャク}

九^{エリ}襟

右襟

左襟

後襟

十襟ノ取り方

表テ取ル[順ニ取ル]

裏テ取ル[逆ニ取ル]

十一帯

前帯 後帯

右前隅帯 右後隅帯

左前隅帯 左後隅帯

右横帯

左横帯

〔7ページ〕

十二帯ノ取り方

表テ取ル[順ニ取ル]

裏テ取ル[逆ニ取ル]

十三浮キ 沈ミ

前後、右前、左前、右後、左後

等ニ浮ク

〔追筆〕「前足浮ク」

〔追筆〕「後足浮ク」

十九〔五〕日 投業

手業	浮落	背負投	掬投
	体落	帯落	朽木倒
腰業	浮腰	掃腰	釣込腰
	大腰	後腰	半腰
	移腰	大釣腰	小釣腰

〔8ページ〕

足業	足掃	{ 送足掃 <small>デアシハライ</small> 出足掃	
	釣込足	{ 掃釣込足 <small>サ、ヘ</small> 支釣込足	
	内股	{ 大内股 小内股 高内股	
	大外疋	大外落	小外落
	大内疋	小内疋	膝車
真捨身業	巴投	裏投	釣落

- 〔特有〕
- (一) 親切ニシテ其度ヲ失セサルコト
 - (二) 公正ナルコト
 - (三) 禮讓ヲ守ルコト
 - (四) 信實ナルコト
- 等

〔12ページ〕

- (二) 自己ニ對シテノ徳
- (一) 身体ヲ大切ニスルコト
 - (二) 有害ナル情ヲ制止スルコト
 - (三) 艱苦ニ堪フルノ習慣ヲ付スルコト
 - (四) 忍耐ノ力ヲ強クスルコト
 - (五) 勇氣ニ富マシムルコト
 - (六) 教ヲ受クルコトト自ラ考究スルコトノ關係
 - (七) 豫備スルコト
 - (八) 迅速ナル判断
 - (九) 熟慮断行
 - (十) 先ヲ取ルコト
 - (十一) 先ヲ取ラレタルトキ為スヘキノ手段
 - (十二) 自他ノ關係ヲ見ルコト
 - (十三) 我ヲ安ニ置キ相手ヲ危キニ置クコト
 - (十四) 止マルヲ知ルコト
 - (十五) 制御ノ法
- 等

〔13ページ〕

十九日 柔道修心法講義要目

(乙) 柔道修行ト智育トノ關係

- (一) 記憶
- (二) 注意
- (三) 觀察
- (四) 推理
- (五) 試験
- (六) 想像
- (七) 分類
- (八) 言語

〔14ページ〕

- (九) 美妙
 - (十) 大量
- 新思想ヲ容レルコト
 數多ノ事實ニ就テ同時ニ思考ヲ為シ
 混淆セサルコト

等

柔道修行ヨリ得ル所ノ利益

(一) 快樂 { 運動
制他

(二) 護身

(三) 健康

(四) 筋肉使用ノ自在

(五) 制他

(六) 交際

其他有為活潑等智力ニ関シタル利益

畢

[15ページ]

明治二十一年七八月ノ頃海軍兵学校長

有地氏ノ質問ニ應シ講道〔館脱カ〕概則並ニ柔道

要旨及授業ヲ畧記シ之ヲ送ル 其柔道要

旨及授業内左ノ如シ

講道館概則

一講道館柔道（嘉納柔道トモ云フ）ハ維新前ニ柔術、

体術、和術、捕手、等ノ名称ヲ以テ世ニ行ハレタル武術ヲ

基本トシ之ヲ学理ニ照シテ考究敷衍シテ「(一) 身体

四肢ノ作用ヲ自在ニシ且ツ之ヲ發育セシムルコト (二) 智ヲ研キ

[16ページ]

徳ヲ進ムルコト (三) 勝負ノ法を練習スルコト」ノ三事ヲ兼

修スルヲ以テ得セシムルノ学科ナリ

一■此学科ノ大体ヲ通スルニハ五ヶ年ノ專修ヲ要ス

但シ日本人普通ノ體格ヲ有シ且ツ尋常中学卒業

ノ程度ニ相當スル年齢年齢学力ヲ有スルモノト

假定ス 故ニ其人ノ體格年齢智力等ノ如何ニヨリ

實際ノ進歩ハ必スシモ五ヶ年ニシテ其完全ヲ期ス

ヘカラス

一修業中ノ階級ヲ十段ニ區別シ初段ヨリ逐次十段

ニ昇ラシム 而シテ前条ノ五ヶ年ヲ十分シ半年毎ニ

[17ページ]

一段ヲ進ムヲ以テ制規トス

一十段ニ達シタルモノハ柔道全部ノ教導ニ従事スルコト

ヲ免許ス

一講道館ニ入門スルモノハ左ノ五ヶ条を掲ケタル誓文ニ
記名捺印スルモノトス 尤モ柔道ノ全部ヲ修ムルニ
非ズシテ只体育ノミトシテ修行スルノ類ハ誓文ヲ為ス
ノ限ニアラス

オ一條

オ二条

オ三条

[18ページ]

オ四条

オ五条

其他ノ講道館細則ハ之ヲ略ス

以上ハ講道館概則ナリ 尤モ修行年限ニ至テハ今
日ノ實際ト大ニ相違スル所アリ 規定ノ年限ニ制規ノ年
階級ヲ進ミタルモノ殆ト稀ニシテ往々一段ヲ進ムニ數年ヲ
費スモノアリ 是レ概ネ左ノ理由ニヨル

- (一) 年齢ノ過多或ハ過少ナルコト
- (二) 体格不十分ナルコト
- (三) 智力或ハ熱心ニ乏シキコト
- (四) 普通ノ学識ナキコト

[19ページ]

- (五) 修業ニ費ス時間ノ少キコト

柔道要旨

一柔道ナル[ト云フ]語ノ意味 他人ト勝負決スルノ場合ニ於テ
相手ノ力ニ我カカヲ以テ逆ハス我カ身ヲ柔ニシテ勝ヲ得ルノ
法ナリ[アリ] 之ヲ柔ニシテ勝ツト云フ 柔道ノ柔ノ字ハ此ノ
柔ニシテ勝ツノ柔ノ字[ヨリ]出デタルモノナリ 而シテ實際ニ
勝負ヲ決スルニ当テハ種々ノ必要ナル心得アリ 又是等ノ
心得ヲ應用シテ人世ニ最モ要用ナル目的ヲ達スルヲ

[20ページ]

得ルコトアリ 此ノ如キモノヲ惣称シテ柔道トハ云フナリ
一勝負 勝負ヲ決スルノ法ニ当、投、固ノ三種アリ 當トハ
体或ハ四肢ノ一局部ニテ相手ノ一局部ヲ打ち或ハ突ク等ノ事
ヲ以 [シテ] 苦痛ヲ感セシメ又ハ死ニ至ラシムルノ法ナリ 投トハ体及
ビ四肢ノ作用ニヨリ相手ノ体ヲシテ起立ノ權衡ヲ失ハシメ以

テ地上ニ倒シ或ハ落シテ彼ヲシテ我ヨリ襲ヒ易キ位置ニアラシ
ムルカ又ハ苦痛ヲ感セシムルカ或ハ死ニ至ラシムルノ法ナリ
固トハ相手ヲ地上ニ抑ヘ付ケ等シテ起立シ又ハ自由ニ動ク
コトヲ得サラシムルコトト相手ノ関節ヲ無理ニ捻ヅ或曲ゲ等
シテ苦痛ヲ感セシメ又ハ死ニ至ラシムルコトト及ヒ相手ノ頸或ハ

[21ページ]

胸ヲ緊絞シテ苦痛ヲ感セシメ又ハ死ニ至ラシムルコトノ三法ヲ含ム
ノ名称ナリ

一柔道修行三種ノ説明

一体育法 身体四肢ノ作用ヲ自由ニシ且ツ之ヲ發育セシ
ムルノ法ヲ柔道体育法ト称ス 今其方法ヲ述ヘンニ柔理ニ
基キ勝負ヲ試ムルノ際身体四肢ハ種々異様ノ運動
ヲ為スモノナリ 而シテ其勝負ノ法ニ種々アレハ其内最モ
一様ニ各部ノ筋肉ヲ動カシ且ツ危険ノ恐ナキモノヲ撰ン
テ之ヲ用フルモノトス 故ニ体育法ニ於テハ専ラ投業ヲ

[22ページ]

用キ兼テ抑込業ヲ用フ

体育法ニ形ト乱捕ノ二種アリ 柔〔形〕ヲ修行スルトキハ柔理ニ通
スルコト速ナルヲ得ルト雖モ身体ヲ練磨スルニハ乱捕ヲ以テ
優レリトス 然レトモ未熟ノモノ相互ニ乱捕ヲ為スハ危険ノ恐ア
ルヲ以テモノ〔シ〕未熟ノモノ多數ナルトキハ形ヨリ始ムルヲ可トス
之ニ反シテ既ニ若干ノ修業ヲ積ミタルモノノ中ニ少數ノ未
熟ノモノアル場合ニハ乱捕ヲ先ニシ形ヲ後ニスルヲ得ヘシ

一修心法 柔道修業ニヨリ智ヲ研キ徳ヲ進ムルノ法
ヲ修心法ト云ヒ其法ヲ学ヒ得ルヲ以テ柔道終極ノ目的
トス 而シテ其修業ノ順序ハ初メハ体育法或ハ勝負法
ヲ練習シ先ツ勝負ノ事理ニ通シ次ニ之ヲ他ノ事物ニ

[23ページ]

應用シテ以テ勝負法ノ妙用ヲ善〔普〕ク人事ノ實際ニ及ボス
ノ修業ヲナシ遂ニ柔道究竟ノ心法ヲ知得スルニアリ
勝負ノ理ヲ講シ應用ノ法ヲ学フハ種々ニ心力ヲ働カセ智力
ヲ練磨スルノ効用アリ 善良ナル習慣ヲ作り徳ヲ進ム
ルノ利益アリ 又柔道究竟ノ心法ヲ知得スルニ至ルトキハ
死生ノ別有無ノ界等ノ事ヲ明ニシ迷惑ヲ排除シ
心ノ安泰ヲ得ルノ妙徳アルナリ 今是等ノ研究ノ一斑ヲ
推知スルノ一助トナサンカ為メ左ニ若干ノ平易ナル例ヲ挙
ゲン

(一) 凡ソ人ハ寒暑苦痛ノ困難ニ遭遇シ之ニ堪ヘルノ習

[24ページ]

慣ヲ有スルヲ必要トス 然リト雖モ人トシテ自ラ好シテ是等ノ困難ヲ其身ニ受クルモノ稀ナリ 柔道修行ノ如キハ勝負ヲ決セントノ愉快ナル情ニ誘引セラレ知ラス識ラス苦痛ヲ忍ヒ大暑ニ身体ヲ働カシ嚴寒ニ裸体ヲ露ス等ノコトヲ為スモノニシテ遂ニ有用ナル習慣ヲ其身ニ付スルコトヲ得ルナリ

(二) 柔道ノ勝負ニハ勇氣忍耐ノ必要アルモノニシテ平素ノ修行ニ此ノ二徳ヲ涵養スルコトヲ務ムルモノナレハ柔道修行ノ結果ハ自ラ身ニ此ノ二徳ヲ備ヘ百般ノ活動ニ顯ハル、ニ至ルナリ

[25ページ]

(三) 柔道ヲニテハ制情ト云フコトヲ説キ劣情ノ爲メニ本心ノ奪ハレサラントコトヲ務ム 忿怒ノ情ノ如キハ最モ戒ムヘキノトスルナリ

(四) 柔道ノ修行ニ先ヲ取レト云フ教アリ 又迅速ニ判断ヲ為スノ必要アルコトアリ 又熟慮ノ後決然断行スルヲ貴フノ場合アリ 而シテ是等ハ皆柔道ノ修行ニヨリ各人ノ練習スルコトヲ得ル所ノモノナリ [ニシテ] 孰レモ皆世ニ事業ヲ為スニ當テ貴重スヘキノ事共ナリ

(五) 柔道ニ勝負ヲ試ミントスレハ先ツ自他ノ關係ヲ明ニスベシト云フ教アリ 勝負ヲ試ムルノ前自分ハ如何ナル点ニ長所アリ如何ナル点ニ短所アルヤ等ヲ詳ニシ而シテ相

[26ページ]

手ハ如何ナル点ニ優リ如何ナル点ニ劣レルヤ等ヲ推考シ又其周囲ノ事■情ノ如何ヲ熟察セサル可ラス 斯ノ如ク自他ノ關係ヲ明ニシ始メテ我ヨリ施スヘキノ手段ヲ案出スルコトヲ得ルナリ

是等ノ事ニ注意スルノ習慣ハ如何ナル事業ニ従事スルニモ缺ク可カラサルモノニシテ是レ柔道ノ養成スルニ汲々タル所ノモノナリ

今爰ニ掲グル所ノモノハ真ニ柔理ノ一端ヲ示スニ止マルト雖トモ實際ニ於テハ理ヨリ理ニ連■ [リ] 應用ヨリ應用ニ涉リ高尚ナル原理ニシテ柔理ノ関セサルナリ 百般ノ人事柔道ノ範囲内ニ入ラサルモノ無キガ如シ 修心法ノ説ク所

[27ページ]

実ニ廣ク且ツ深シト云フ可シ
 修心法ヲ講説スルニハ最初必ス体育法若クハ勝負法ヨリ
 始ムト雖モ單ニ修心法ヲ学フノ目的ヲ以テ是等ヲ修行
 スルトキハ理論ヲ主トシ實際ヲ従トスルモノトス 斯クシテ柔
 道柔勝負ノ理論ノ大体ヲ述ヘ尽シタルノ後應用法
 ヲ修行シ終ニ進シテ究竟ノ心法ヲ〔ニ〕及フモノトス 應用法
 ヲ講スルニ至テハ專ラ口頭ニテ教授シ廣ク諸般ノ學説
 ニ涉テ講述スルモノトス 究竟ノ心法ヲ学フニ及テハ
 師範ハ修行ノ方法ヲ授クルニ止マリ專ラ修行者ノ
 自身ノ工夫ニ由テ考究セシムルモノトス

[28ページ]

一勝負法 勝負法トハ勝負ヲ決スルノ三種ノ法
 ヲ用ヒ多少危険ヲ冒シテ巧ニ相手ニ勝ツコトヲ目的トスルモノ
 ナリ
 修行ノ順序ヲ云ハ、最初ハ專ラ形ヲ修メ後ニ形ト乱
 捕トヲ交ヘ修ムルヲ成規トス 形ニハ當ヲ專務トシ之ニ加フ
 ルニ投固ヲ以テス 乱捕ニハ投固ヲ交ヘ投ク 乱捕ニ當ヲ用
 フルトキハ危険ヲ防クガ為メ手袋ノ如キモノヲ以テ手ヲ被ヒ
 相互ニ一種ノ申合セヲ為シタル上ニテ勝負ヲ試ムルモノトス
 勝負法ニ附属シテ殺活ノ法アリ
 畢

[29ページ]

第一種体育之形

六〔七〕番〈右〉

右ノ手〔傍書〕「ノ甲」デ相手ノ面ヲ打チカ、ル 相手ハ又均シク右ノ手ノ甲テ受ケル
 暫時互ニ押シ合ヒ相方ヨリ〔傍書〕「左ノ手ヲ以テ」相手ノ右ノ臂ヲ押シ〔シ〕又暫ラク
 全身ノ力ヲ押シ合フ 次ニ受ノ方ハ相手ノ左ノ手ヲ取テ背負
 投ニ投ケントスル所ヲ捕ハ腰〔尻〕ヲ押シテ受ヲ制ス

七〔八〕番

相互ニ四ツニ組テ帶ヲ用〔持〕テ引キ合フ 次ニ相ニ同一ノ
 場所ヲ持チナガラ上ニ〔相手〕体ヲ上ニ持上ケントス 之ヲ
 防カンガ為メ雙方先〔前〕ニ出テ居ル方ノ足ヲ内ニ内ニト寄セ
 ルソノ所ヲツケ込シテ捕ハ手先デ相手ノ出テ居ル方ノ
 膝ノ頭ヲ打チ乍ラ大外薙ニ掛ケル

[30ページ]

九番〈右/■〉

捕受共相手ノ左ノ手先ヲ右ノ手ニテ攫^ミ [掴ミ] 振ヂ
 ントス ソコヲ捕ハ振チサセツ、上ニ外ス 受ハ又ソノ手ヲ下ヨリ順ニ
 掴ム 受ハ又之ヲ下ニ外ス [シ] ツノ [、] 相手ノ手ヲ宛モ今■ノ
 手デ相手ノ左ノ手デ [ヲ] 抑ヘルガ [ルガ] 如ク掴ム 相手ハ之ヲ両手デ
 上ニ外ス 捕ハ [傍書]「両手デ」相手ノ胸ヲ押ス 相手ハ之ヲ應シテ又■兩
 手ニテ押ス 暫時シテ相互ニ右ノ手ニテ相手ノ左ノ手ヲ引キ
 下シ捕ハ [傍書]「受」左ノ手ヲ右ノ手ニテ持ツタマ、大外疇ヲ掛ケル

十番

相互ニ一番ノ様ニ [傍書]「左ノ手ニテ」引合ヒ暫クシテ右ノ手テ [傍書]「相手ノ」臂ヲ持チ
 合 [引] キ合フ 又暫クシテ相互ニ近寄りナガラ相方左ノ手
 ヲカラマセナガラ尻ヲ押ス ソレヨリ捕ハソノ手ヲハナシ後投ニ
 掛ケントスルヲ受ハ片足ヲ相手ノ兩足ノ向ニ入レテ防ク 遂ニ

[31ページ]

少シ廻リナガラ又後ヨリ■片足ヲ相手ノ兩足ノ真中ニ入レナガラ
 後口投ケヲ掛ケル

【以下余白】